

令和5年度認定職業訓練助成事業費補助金交付基準

第1 令和5年度における認定職業訓練助成事業費（以下「認定補助金」という。）は、次に該当する場合に交付する。

1 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第24条第1項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の認定を受けた職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）を行う中小企業事業主※、中小企業事業主団体又はその連合団体若しくは法第13条の規定による職業訓練法人等（以下「中小企業事業主等」という。）であって、次のいずれの要件を具備するもの。

※ 中小企業事業主とは、資本の額又は出資の総額が3億円（小売業・飲食店又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業・飲食店を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）を超えない事業主をいう。以下同じ。

- (1) 前年度から継続して認定職業訓練を行う中小企業事業主等にあつては、前年度の認定補助金の補助条件に違反した事実がない者であること。また、訓練時間の不足により前年度において補講を必要としていた場合にあつては、当該補講を完全に行った者であること。
- (2) 今年度において新たに認定補助金の交付の対象となる中小企業事業主等については、当該事業主等の訓練組織、訓練設備、訓練計画、訓練開始時期等から判断して当該者が認定職業訓練を的確に遂行するに足る能力を有すると認められる者であること。
- (3) 認定職業訓練実施に係る予算の執行について責任者が定められているとともに、経理組織が整備されており、当該経理を明確かつ適正に執行できると認められる者であること。
- (4) 中小企業事業主が法人でない場合は、当該事業主等の名称、目的、組織、認定職業訓練の運営方法及び財産の管理方法等が規約等に明記され、かつ、認定職業訓練の遂行に必要な財源が確保されているものであることを要するものであること。
- (5) 認定職業訓練の内容の充実及び効果的な実施を確保しつつ、認定職業訓練施設の効果的な運営を促していくため、認定職業訓練施設間における長期間の訓練課程の一部委託又は全部委託若しくは合同実施を行った場合についても交付の対象とすること。

2 認定補助金の交付対象となる訓練は、当該認定職業訓練の認定を受けている訓練の最小単位（以下「訓練科」という。）ごとに判断するものとし、当該認定補助金の交付対象となる認定職業訓練の訓練科は、次のいずれの要件にも該当するものであること。

(1) 当該認定職業訓練の訓練科の訓練生のうち、補助金の交付対象となる訓練生（以下「補助対象訓練生」という。）は次のいずれかに該当する者であること。

ア 中小企業事業主に雇用されている者

中小企業事業主に雇用されている雇用保険の被保険者

イ 未就職卒業者等

認定職業訓練開始時において満年齢が 45 歳未満の者であって次のいずれかに該当する者

(ア) 未就職卒業者

原則として、学校等を卒業（又は修了）した月の翌月以降、就職を希望しながら、一度も就職決定に至らない状態の者をいう。

なお、新規学校卒業者に準じた支援を希望する、卒業後概ね 3 年以内の者については、卒業後の就職実績の有無にかかわらず、未就職卒業者として取り扱う。

(イ) 職業能力開発形成機会が十分でない者

職業能力開発形成機会が十分でない者については、フリーター等過去 5 年以内において、概ね 3 年以上継続して正規雇用されたことがない者

ウ 45 歳以上の中高年齢者

45 歳以上の中高年齢者（定年退職者を含む）であって、再就職の準備のため認定職業訓練を受講することを希望する者

エ 職場復帰を希望する者

出産・育児等を終了した者であって、元の職場等に復帰するための準備等のため認定職業訓練を受講することを希望する者

オ 建築大工・左官等の一人親方等であって、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 33 条の規定に基づく特別加入者

(2) 当該認定職業訓練の訓練科について、次のいずれかに該当するものであること。

ア 認定職業訓練が長期間の訓練課程（専修訓練課程を含む。以下同じ。）である場合にあっては、補助対象訓練生数が、平常年度において、単独訓練（単独事業主のみで行う訓練。以下同じ。）にあっては 3 人以上、共同訓練にあっては 1 訓練科につき 3 人以上（専門課程においては、1 年次 1 科 10 人以上）（以下「補助基準」という。）であること。

ただし、学年の進行により訓練生数が補助基準を下回ることとなった訓練科については、前年度に補助対象としていた訓練生について引き続き当該訓練を継続して実施する場合（補講の場合を除く。）には、当該継続に係る認定職業訓練は補助金の交付対象とするものとし、この場合において、当該継続に係る訓練生は、当該課程を修了するまでの間に限り補助対象とするものとする。

イ 補助対象訓練生数が一時的に補助基準に示す人数を下回る場合であっても、認定職業訓練の実施に熱意を有し、効果的な訓練を計画的、継続的に行う能力があると認められ、かつ、5 年度以内に補助基準に示す訓練生数を確保できる見通しがある場合には、補助金の交付対象とするものとする。

ウ 認定職業訓練が短期間の訓練課程（指導員訓練の研修課程を含む。以下同じ。）である場合にあっては、補助対象訓練生が 1 訓練科当たり 1 人以上であること。

(3) 当該認定職業訓練施設への交通事情及び地域産業の労働事情その他からみて、訓練時間に対する訓練生数の出席率が 80 パーセントを下回ることがないと認められるもの

であること。

(4) 訓練の重複受講の補助の禁止について

同一の訓練カリキュラムを同一の者が受講した場合は補助の対象としないこと。

ただし、事故、疾病等のやむを得ない事情により訓練を中断した者が、同一の訓練カリキュラムを再受講する場合については、この限りではないこと。

(5) 本補助金における「訓練科」の単位は、原則として次のとおりとすること。

ア 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年10月1日労働省令第24号。以下「規則」という。）第10条、第11条、第12条及び第13条の訓練基準に基づく訓練として認定を受け、実施されるそれぞれの訓練科を単位とするものであること。

イ 法第24条第1項（同法第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき職業訓練の認定を受けて直接訓練を実施する主体に係る訓練科であること。したがって、認定職業訓練施設の上部組織又は分校等の下部組織の単位では訓練科とみなさないこと。

ウ 単独訓練にあつては、ア又はイにかかわらず、1訓練科とみなすこと。

エ 平成4年度以前に開始され、平成4年度では旧訓練課程の専修訓練課程、普通課程及び職業転換課程の訓練であつて、今年度において従前の内容を継続するものについては、補助金では、現在の訓練課程の専修訓練課程、普通課程及び短期課程のうち規則別表第4に係る訓練とみなすこと。

第2 認定補助金の交付の対象となる認定職業訓練（運営費）に係る経費は次に該当するものとする。

職業能力開発校設備整備費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表の「認定職業訓練助成事業費（運営費）都道府県が助成するもの」の補助対象事業内容の欄中にある「認定職業訓練を行う法第13条に規定する事業主等が行う認定職業訓練の運営に要する経費」は次の1から7に掲げるものとする。

1 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費

この経費は、中小企業事業主等の訓練施設等に集合して行われる学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員（長期間の訓練課程の訓練を実施する団体等については教務職員の補助職員を含む。）の謝金・手当（賞与を含む。）に要する経費であること。なお、事務職員の人件費等は含まないこと。

また、職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に係る補助対象額は、認定職業訓練実施団体等の規約に基づく額であること。

2 集合して行う学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借り上げ及び維持に要する経費並びに機械器具等の購入等に要する経費

(1) 建物の借り上げ、修繕等に要する経費

(2) 測定器具、実験器具、体育訓練用機械器具等、訓練に直接必要な機械器具の購入借り上げ又は修繕に要する経費

(3) 訓練のために直接必要な光熱水料等

上記に掲げる経費のうち、「購入」に係る部分については、購入単価が2万円未満のものであること。

なお、技術の進展に伴いそのものを購入するよりも借り上げによることが適切であると知事が認める機械器具等については、借り上げ（リース）を含めること。

3 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費

(1) 職業訓練指導員を対象として行われる研修会に職業訓練指導員が参加するために要する旅費等の経費

(2) 訓練生を対象として行われる合同学習会に訓練生が参加するために要する旅費等の経費

上記に掲げる経費については、訓練を実施する共同認定職業訓練実施団体等が訓練生としての自覚を高めその定着を促進するために行う研修会、講演会、表彰式、技能コンクール、作品展示会等への参加経費を含むものであること。

また、中央職業能力開発協会又は茨城県職業能力開発協会で開催する職業能力開発促進大会、研修会等への参加経費についても含まれることとする。

ただし、海外で行われるものは、除外するものであること。

4 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他の教材に要する経費

(1) 教科書の購入、作成等に要する経費

(2) プリントその他の印刷費

(3) その他の教材に要する経費

(4) 試験の材料に要する経費

(5) 訓練に必要な消耗品費

(6) 訓練に必要な参考図書購入費

5 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な管理運営に要する経費、その他知事が必要かつ相当と認める経費

(1) 実習場等における消火器、救急医薬品等に要する経費

(2) 訓練修了証書、技能照査合格証書等の作成に要する経費

(3) 訓練を実施する共同認定職業訓練実施団体等における構成事業主、学校教育機関及び職業安定機関との連絡通信及び会議資料作成等に要する経費

電話使用料金、文書による通信費、資料作成のための複写用紙、印刷等に要する経費を含むものであること。

(4) 訓練生の募集に係るパンフレットの作成等に要する経費

職業訓練実施団体と構成事業主、学校教育機関、職業安定機関との間の訓練生募集経費（高等学校等中途退校者に対する訓練生募集経費）を含むものであること。

(5) その他の管理運営に必要かつ相当と認められる経費

1 及び 3 に係る経費以外の人件費、税金、会費類、献金、保険料及び個人の所有となるもの（軽微なものは除く。）に係る経費等は、補助対象としないこと。

6 訓練時間の延長等に伴う職業訓練の経費について

延長する期間が 1 年以内であって、かつ、訓練時間についても期間の延長相当分追加される場合又はこれに準ずる場合には、延長した期間に応じて補助対象経費とするものであること。

7 訓練開始後の補助金の取扱いについて

訓練開始後において認定職業訓練を行う中小企業事業主等の都合によらない理由で訓練生数が第 1 の 2 の (2) の基準の要件を充たさなくなった場合は、訓練期間に対する当該要件を充たしていた訓練期間に応じて算定した経費等を補助対象とするものであること。

第 3 令和 5 年度認定訓練校育成事業費補助金交付要綱の第 2 条に基づく算定基準により算定して得た額（以下「補助対象基準額」という。）は次の 1 及び 2 により算定した合計額とする。

1 長期間の訓練課程における補助対象基準額

(1) 専修訓練課程及び普通課程

ア 補助対象訓練生数 3 人未満

1,838,000 円（固定費）

イ 補助対象訓練生数 3 人以上

1,631,000 円（固定費） ＋

69,000 円（1 人当たり単価）×当該補助対象訓練生数（※）

（※）出席率 80 パーセント以上の者に限る。以下同じ。

(2) 専門課程

12,563,000 円（固定費）＋

230,000 円（1 人当たり単価）×当該補助対象訓練生数

(3) 共同認定職業訓練充実化経費

上記(1)及び(2)について、共同認定職業訓練実施団体の行う訓練については、1 認定職業訓練施設につき、361,600 円を加える。

なお、共同認定職業訓練充実化経費は、訓練生募集、臨時教務職員の配置及び訓練生の定着促進に要する経費の合計の上限額とする。例えば、該当する経費が臨時教務職員の配置のみだった場合においても、当該実績額の 2/3 が上限額を上回る場合には、上記金額を上限として全額対象とする。

2 短期間の訓練課程に係る補助対象基準額

次の訓練課程に応じて定める基準額に、当該補助対象訓練生数を乗じて得た額。

訓練の種類	訓練課程	基準額
普通職業訓練	短期課程 ①規則別表第4に係るもの	72,400円
	②規則別表第5に係るもの	44,000円
	③①及び②以外	9,200円
高度職業訓練	専門短期課程	9,800円
指導員訓練	研修課程	9,200円

(注) 上記表中、短期課程のうち③並びに専門短期課程及び研修課程の各訓練課程にあつては、訓練単位数の1単位当たりの補助基準額である。

なお、上記表中、短期課程のうち③並びに専門短期課程及び研修課程の訓練単位数は、次のとおりである。

集合訓練時間数	単位数
12時間以上 15時間以内 (規則別表第3に係るものについては) 10時間以上 15時間以内	1単位
16時間以上 25時間以内	2単位
26時間以上 40時間以内	3単位
41時間以上 60時間以内	4単位
61時間以上 80時間以内	5単位
81時間以上 100時間以内	6単位
101時間以上 150時間以内	7単位
151時間以上 200時間以内	8単位
201時間以上	9単位

第 4 認定補助金の交付の対象となる認定職業訓練（設備費）に係る経費は次に該当するものとする。

1 補助対象者等について

- (1) 中小企業事業主等が行う職業訓練のための設備（以下「職業訓練設備」という。）を設置又は整備するものであること。
- (2) 職業訓練設備を設置又は整備する市町村（特別区及び一部事務組合等を含む。以下同じ。）に対して補助を行うものであること。
- (3) 職業訓練設備を設置又は整備する中小企業事業主等に対して補助を行うものであること。

2 認定補助金の交付の対象となる職業訓練設備は次の要件を具備するものであること。

(1) 職業訓練設備の要件

ア 集合して行う職業訓練の学科又は実技の訓練に必要な機械器具等であり、整備価格が単価 2 万円以上のものであること。

なお、運営費同様、技術の進展に伴いそのものを購入するよりも借り上げによることが適切であると知事が認める機械器具等については、借り上げ（リース）を含めること。

イ 設備についての管理責任者が定められるとともに、その維持管理が適正に行われるものであり、安全衛生面を考慮すること。

ウ 機械器具については、必要な規格又は安全装置を具備したものであること。

エ 設備については、機械器具の操作に必要な付属工具についても補助対象とすること。

また、機械器具の設置のための屋内配線工事、設置運搬費についても補助対象とすること。

オ 職業訓練実施団体は認定職業訓練を的確かつ継続して実施し得る能力を有し、当該施設、設備の運営について熟意を有するものであること。

カ 職業訓練実施団体の行う認定職業訓練のために都道府県又は市町村が設置又は整備した施設及び設備を使用させる場合は無料とするものであること。

(2) その他

設備の契約については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）等により一般競争入札、指名競争入札及び随意契約とし、公正かつ最適な価格によって行うものであること。